

わたしの修習時代

紀尾井町：1948-70

湯島：1971-93

和光：1994-

4期

今は昔、4期の思い出



会員 井出正敏 (4期)

私たち4期が司法研修所に入所したのは、1950年(昭和25年)4月で、59年も前のことである。全員で250名、50人宛5組になっていた。

研修所は千代田区紀尾井町の旧行政裁判所の跡地に建てられた木造建物で、私の手許には、その建物を背にして撮影された組別の集合写真5枚があるが、大方は他界している。

入所時の平均年齢は30歳余、私はその年の2月に22歳になったばかりだったので、最も若い部類に属していた。

当時は、朝鮮戦争前夜で、アメリカでは既にマッカーシー旋風が始まっており、5月3日には、わが国でも占領軍当局者が共産党の非合法化を「示唆」し、同日、吉田首相は全面講和を唱えた南原東大総長を「曲学阿世」と非難した。

研修所でも、小泉信三著「共産主義批判の常識」を有料で配布するという掲示が出された。これに対し、私は事務室に行って抗議したところ、翌日にはその掲示は撤去された。その直後に行われた所長講話で、前沢忠成所長は「研修所が特定の考えを押しつけるのは誤まりと思うので、掲示は取りやめにした」旨の釈明をされた。今から思うと、前沢所長は心棒の通ったリベラリストだった。

その年の6月25日には、朝鮮戦争が勃発した。私たちは、それを列車試乗に行った先の昼食の時に、ラジオで聞いた。

8月からの実務修習では、私は東京の第3班に属し、

民裁→弁→検→刑裁の順で廻ることとなった。ところが、8月下旬私は大量の喀血をした。肺結核と診断され、安静を命じられた。それ以来2年間毎週1回通院して、人工気胸術を受けることになった。配属されていた東京地裁民事7部の菊池庚子三裁判長にこの旨申告すると、「出席にして置くから、ゆっくり静養するように」との有り難い御返事であった。私は最初の3週間位は家で絶対安静にしていたが、順次出席回数を増やし、民裁の最後の1ヶ月には部に毎日顔を出すようになった。

その後の修習も身体と相談しながらの状態であったが、担当判検事、教官はじめ同僚たちの理解と協力を得て、何とか修習を終えることが出来た。

その間に思い出に残るのは、検察修習で、上高地に行き白骨温泉で一泊した旅行で、今でも焼岳・大正池の絶景が目浮かぶ。元気うちに、是非もう一度行ってみたい。

刑裁では、チャタレー事件の係属していた部に配属され、岡林辰雄弁護士の痛快な弁護活動を目のあたりにすることが出来た。主任裁判官であった津田正良判事が、「わいせつと言っても絶対的なものではなく、相対的なものではないか」と思いつめた様な顔で私たち修習生に問われたことを思い出す。一審判決はこの線に沿って、伊藤整を無罪にしたが、控訴・上告では否定された。しかし、上告判決後、団藤先生がドイツの有名な刑法学者ビンディングの相対論を紹介された。私は津田判事の考えの正しかったことが裏付けられたと思っている。